

第 57 期 滋賀地方最低賃金審議会
令和 7 年度 第 2 回滋賀県最低賃金専門部会
議事録

開催日時	令和 7 年 8 月 6 日（水） 9 時 32 分～11 時 49 分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員 3 人（定数 3 人） 労働者代表委員 2 人（定数 3 人）途中出席 1 人 使用者代表委員 3 人（定数 3 人） 事務局 3 人
出席者	公益代表委員 片山聡 木下康代 松田有加 労働者代表委員 相澤三千代 榎並典朗 大西省三 使用者代表委員 池田健 川口剛史 水野透 事務局 青木利彦労働基準部長 足立育弘賃金室長 田原裕子労働基準監督官
主要議題	・ 滋賀県最低賃金の改正決定について（金額審議）
議事録	別紙のとおり

○足立賃金室長

ただ今から、第2回滋賀県最低賃金専門部会を開催いたします。本日はご出席をいただき、ありがとうございます。

本日の委員の出席状況ですが、公益代表委員3名、労働者代表委員2名、使用者代表委員3名の計8名のご出席をいただき、大西委員は少し遅れるとの連絡をいただいております。

したがって、最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定に基づき、3分の2以上の出席となりますので、本専門部会が有効に成立をしていることを報告いたします。

本専門部会は、第1回本審でも確認したとおり滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項により、その「議事録」についてもホームページで公開することとなります。

よって、「同運営規程第7条第1項の規定により傍聴の申込みを受け付けたところ、傍聴を希望される方が5名おられましたので、本日、傍聴されていることをご報告いたします。傍聴人の皆様には、お渡ししております「審議会傍聴に当たっての留意事項」に従っていただきますようお願いいたします。

審議に先立ちまして、中央最低賃金審議会の藤村会長からのビデオメッセージが届いておりますので、視聴したいと思います。

○ビデオメッセージ（中央最低賃金審議会藤村会長）

中央最低賃金審議会会長の藤村です。

今年度も、目安の位置付けの趣旨や、中央最低賃金審議会がとりまとめた令和7年度の目安について、中央最低賃金審議会の会長である私から直接お伝えする場を設けさせていただいた。今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考とするのか、また、今年度の公益

委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたい。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的とするものである。

通常の賃金とは異なり、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものである。引上げ額検討にあたり、考慮する要素としては、様々なものがあるが、基本的な考え方を改めて申し上げると次のとおりである。

- ・まず、最低賃金は法定の3要素である、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっている。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法定されている。

- ・その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会で目安を示すことになっている。

- ・また、近年は、政府の閣議決定に配意した審議を諮問の際に求められている。近年の主な配意内容は、中長期の金額目標と、地域間格差是正である。

次に目安について、詳しく申し上げる。

令和5年全員協議会報告や、令和7年度目安小委員会報告に記載しているとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたい。

従って、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものである。

地方最低賃金審議会におかれては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上での決定を心がけてほしい。

では、令和7年度目安のポイントを説明します。

今年度の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で7回に渡って真摯に議論を重ねた。3要素のうち何を重視するかは、

年によって異なるが、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目した。

3要素のそれぞれの評価のポイントについて、説明します。

まず「労働者の生計費」について、消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」を基準に議論を行ってきた。こういった中、今年度の物価について丁寧に議論をし、足下の物価上昇の要因として、生活必需品である食料やエネルギーの寄与が全体の7割を占めていることや、いわゆるエンゲル係数を勤労者世帯についてみると近年上昇傾向にあり、令和6年においては勤労者世帯で26.5%となっていること、さらに勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」では27.5%と、更に高い水準になっていることなどを公労使で確認した。

しかしながら、食料やエネルギーは、昨年、指標としてみた消費者物価指数の「頻繁購入」にだけに含まれるものではなく、また、様々な生活必需品の価格が急激に上昇していることに鑑みれば、電気代や携帯電話代を含む「1か月に1回程度購入」や、そのどちらにも含まれない穀物を含む「食料」、生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」等の生活必需品との関連が深い消費者物価の指標を広く確認し、最低賃金近傍の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要があると判断した。

そういった中、今年度の議論では、消費者物価指数のどれか1つの指標に着目するのではなく、複数の指標を総合的にみようという議論になり、今年度は、「持家の帰属家賃を除く総合」に加えて、4つの指標を追加的にみることにした。具体的には、「頻繁購入」「1か月に1回程度購入」「基礎的支出項目」「食料」の4つである。こういった指標をみながら、「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準、今年度は10月以降の平均が3.9%であったが、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む先ほどの4つの項目の消費者物価の上昇も勘案した。なお、4つの項目の平均の上昇率を順に申し上げると、

4.2%、6.7%、5.0%、6.4%の高い水準になっている。

次に、「賃金」については、連合、経団連、日商、厚生労働省の30人未満企業を対象とした賃金改定状況調査といった様々な調査で、賃上げのベクトルが上向きであることが今年も確認された。賃金が上昇しているという流れにも着目する必要性について公労使の考えが一致した。

最後に、「通常の事業の賃金支払能力」については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行った。

支払能力については、決め手となる指標がなかなかないわけだが、例年どおり、賃金改定状況調査の第4表が支払能力を反映したものであるということも意識するとともに、そのほか売上高経常利益率等も確認した。その際、資本金規模が1000万円未満の企業が厳しい等のデータや、価格転嫁にはまだまだ改善の余地があることは意識したが、全体として支払能力は改善傾向であった。

さて、今年度示した目安について。これまでの説明と重複はあるが、3要素のデータを総合的に勘案して目安を示すにあたっては、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目した。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法の目的にも留意した。具体的には、全国加重平均としては、今年度は6.0%、63円を基準としてランク別の目安額を検討することとした。

次に、ランクごとの目安額について。近年、配意を求められている政府の閣議決定では、「地域間格差の是正」が盛り込まれており、中央最低賃金審議会としても、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことは意識してきた。

そういった中、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の上昇率が、Aランクで3.8%、Bランクで3.9%、Cランクで4.1%となっており、Cランクの

上昇率が最も高くなっていることや、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率がCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっていること、などの指標を考慮すると、今年度は、下位ランクの目安額が、上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当と考えた。

具体的には、Aランク 63 円・5.6%、Bランク 63 円・6.3%、Cランク 64 円・6.7%である。Cランクの引上げ額、引上げ率が最も高くなっていることは、中央最低賃金審議会として、地域間格差是正への配意、物価や賃金等の指標をみて、お示ししたものである。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめている。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のもも含まれているので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考とされたい。なお、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮していただくため、厚生労働省の事務局に対して、都道府県別のデータ有無を明らかにする等の要請も小委員会の議論の中であった。これについては、早速労働局には伝達されていると承知しているので、適宜参考にされたい。

発効日については、10月1日等の早い段階で発効させるべきという意見もあれば、近年の最低賃金の大幅な引上げが続く中、必要となる賃金原資が増大していることへの対応が必要等の声も上がっている。

こうした状況に留意するとともに、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに、発効日についても十分に議論を行うよう、中央最低賃金審議会の公益委員として要望する。

最後に以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を重ねてきたところである。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待してい

る。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果について注目している。

○足立室長

ビデオメッセージは以上となります。それでは、議事を進めてまいりたいと思います。以後の進行を部会長、よろしくお願いします。

○木下部会長

それでは、第1回専門部会に引き続き、議題（1）「滋賀県最低賃金の改正決定について」です。

昨日に開催した第1回滋賀県最低賃金専門部会では、合意に至りませんでした。歩み寄りについて、それぞれお考えいただいたと思いますので、昨日と同様に労使それぞれと個別協議を行いたいと思います。

昨日の続きですので、使用者側から個別協議を行います。

協議に当たりまして、労働者側は、どのくらいの時間が必要でしょうか。

○池田委員

10分後をお願いします。

○木下部会長

それでは、公・使の個別協議を10時05分から行います。

事務局から控え室について説明をお願いします。

○足立賃金室長

本日の待機していただく部屋は昨日と入れ替えて、労働者側は5階労働基準部長室、使用者側は、4階TV会議室を用意しております。

それぞれ、職員がご案内いたします。

また、傍聴の方につきましては、4階打合せ室を用意しておりますので、私のご案内いたします。

それでは、移動をお願いします。

〔労使それぞれに分かれて検討〕

〔個別協議の実施〕

〔専門部会の再開〕

○木下部会長

それでは、専門部会を再開します。

これまで、個別協議を行い、労使双方からご意見をお伺いしました。

使用者側と労働者側の個別協議でのご意見を若干まとめますと、労働者側は、連合のリビンウェイジ、労働者の健康で文化的な生活を送るため最低限必要な生計費を算出した数値を参考にした金額をご提示していただきました。

使用者側は 2025 年度の商工会議所が調査した賃上げ額や率を参考にした数値をご提示していただきました。

以上から本日のところ労使双方の意見の隔たりがあり、合意には至りませんでした。使用者側は、本日はこれ以上の金額提示ができないということですので、本日の協議はここまでとさせていただきます。

次回は、使用者側からの個別協議で始めます。

なお、明日の第3回が、いちおう最終の専門部会ですので、結審となりますよう労使共に歩み寄りをよろしくをお願いします。

議題（２）「その他」として皆様から何かありませんか。

〔意見なし〕

事務局から連絡等ありますか。

○足立賃金室長

第3回の専門部会は、明日8月7日（木） 午前9時30分からこの会議室で開催いたします。以上です。

○木下部会長

それでは、これで第2回目の専門部会を終了します。

お疲れ様でした。